

令和7年度第2回情報公開・個人情報保護審議会
資料

保有個人情報等に係る事故報告書
(茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会用報告書)

発生日	令和6年7月18日
発生場所	斎藤コロタイプ印刷株式会社の工場
発生事案	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 滅失 <input checked="" type="checkbox"/> その他（漏えいのおそれ）
経過の報告	<p>4月17日 10:00 個人情報管理責任者（学校教育指導課長）へ報告 4月17日 10:15 個人情報上級管理責任者（教育指導担当部長）へ報告 4月28日 10:30 個人情報副統括管理責任者（行政総務課長）へ報告 4月28日 10:30 危機管理所管課長（危機管理担当課長）へ報告 4月30日 13:00 個人情報統括管理責任者（経営総務部長）へ報告 5月27日 9:05 個人情報副最高管理責任者（岸副市長）へ報告 5月27日 9:05 個人情報最高管理責任者（塩崎副市長）へ報告</p>
事故等の内容、経緯、被害状況、講じた措置など	<p>【概要・被害状況】 茅ヶ崎市立鶴嶺小学校・浜須賀小学校・鶴が台中学校から卒業アルバム制作を受注した有限会社田中写真が印刷業務等、一部の業務を委託した斎藤コロタイプ印刷株式会社において、茅ヶ崎市立鶴嶺小学校・浜須賀小学校・鶴が台中学校の令和5年度卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが漏えいしている可能性が生じた。 漏えい等の発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数691人。</p> <p>【原因】 ・斎藤コロタイプ印刷株式会社工場内の専用サーバーに対する、ランサムウェアによる不正アクセス</p> <p>【経緯】 ・令和6年 7月18日 斎藤コロタイプ印刷株式会社の工場において、ネットワーク接続異常の発生が確認された。 ・令和6年 9月 3日 斎藤コロタイプ印刷株式会社において、デジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）を開始した。 ・令和6年11月20日 斎藤コロタイプ印刷株式会社においてデジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）が終了し、ランサムウェアの不正侵入によるネットワーク障害であったと特定された。 ・令和7年 4月15日、17日</p>

	<p>有限会社田中写真を通じて、斎藤コロタイプ印刷株式会社から当該小・中学校へ、経緯の報告と謝罪があった。</p> <p>・令和7年 4月17日</p> <p>茅ヶ崎市教育委員会において、その他の学校における被害の可能性の有無を確認するために、各小・中学校が卒業アルバム制作をどの事業者に依頼したかの調査を始めた。</p> <p>・令和7年 4月23日</p> <p>各小・中学校が卒業アルバム制作を依頼した事業者に対して、斎藤コロタイプ印刷株式会社との取引の有無から、被害の可能性のある小・中学校が3校であることが確定。</p> <p>・令和7年 5月14日</p> <p>卒業アルバム制作にあたって、被害の可能性のある各小・中学校及び卒業生の保護者から、有限会社田中写真にはどのような情報提供をしたのか、また、各小・中学校は情報提供にあたり、保護者に事前承諾を得ていたのかといった運用実態を確認した。更に、有限会社田中写真から斎藤コロタイプ印刷株式会社にどのようなデータが渡され、保管されていたのかを確認した。</p> <p>その結果、斎藤コロタイプ印刷株式会社のサーバー上、卒業生の名簿及び、卒業アルバムに掲載された写真データ（卒業生や、当時の教職員が写っているもの）が保管されていたことが確定した。</p> <p>名簿及び写真データがどのように提供されたかについては、卒業生の保護者から、有限会社田中写真に提供された情報は特になく、児童・生徒の名簿は各学校の判断で、有限会社田中写真に提供されていることが確定した。また、卒業アルバムの写真は有限会社田中写真が撮影したもののみが提供されていることが確定した。</p> <p>・令和7年 5月29日</p> <p>当該年度の卒業生・保護者、及び教職員にお詫びと概要を文書にてお知らせをした。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>・各学校が卒業アルバム制作を依頼する事業者選定の際、個人情報管理について委託事業者へ確認するとともに、セキュリティ強化・対策等について要望することを、周知徹底してまいります。</p>
<p>担当者名</p>	<p>所属 学校教育指導課 氏名 川原 領二 内線 3331</p>
<p>備考</p>	<p>記者発表資料・保護者謝罪文</p>

卒業アルバムに掲載された情報の漏洩の可能性について

一部の市立小・中学校から卒業アルバムの制作を受注した「有限会社田中写真」が、印刷業務等、一部の業務を委託した「斎藤コロタイプ印刷株式会社」において、市立小学校2校、市立中学校1校の令和5年度卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが、漏洩している可能性があることが判明したため、次のとおりお知らせします。

1 当該学校

- 茅ヶ崎市立鶴嶺小学校（住所 茅ヶ崎市浜之郷477）
- 茅ヶ崎市立浜須賀小学校（住所 茅ヶ崎市白浜町3-1）
- 茅ヶ崎市立鶴が台中学校（住所 茅ヶ崎市鶴が台2-7）

2 対象者

- 令和5年度 茅ヶ崎市立鶴嶺小学校6年生（児童数 211名）及び教職員81名
- 令和5年度 茅ヶ崎市立浜須賀小学校6年生（児童数 138名）及び教職員75名
- 令和5年度 茅ヶ崎市立鶴が台中学校3年生（生徒数 146名）及び教職員40名

3 事実確認日

令和7年4月17日(木)

4 内容

令和5年度市立小学校2校、市立中学校1校の卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが、漏洩している可能性がある。

5 原因

当該市立小・中学校が卒業アルバムの制作を依頼した「有限会社田中写真」から、制作を受注した事業者「斎藤コロタイプ印刷株式会社」の、卒業アルバム作成に係る個人情報を管理している専用サーバーが「ランサムウェア」による攻撃を受け、一部データ（全データの内、約2.5%）が外部に漏洩した可能性がある。漏洩の有無については、特定ができていない。

6 経過

- 令和6年 7月 「斎藤コロタイプ印刷株式会社」の工場において、ネットワーク接続異常の発生が確認された。
- 令和6年 9月 デジタル鑑識調査(デジタルフォレンジック調査)を開始した。
- 令和6年11月 デジタル鑑識調査(デジタルフォレンジック調査)が終了し、ランサムウェアの不正侵入によるネットワーク障害であったと特定された。
- 令和7年 4月 「有限会社田中写真」を通じて、「斎藤コロタイプ印刷株式会社」から当該小・中学

校へ、経緯の報告と謝罪があった。

7 今後の対応

教育委員会から個人情報漏洩の可能性のある対象者への通知及びお詫びについて、速やかに対応するとともに、問合せに対して丁寧に対応してまいります。

また、「斎藤コロタイプ印刷株式会社」とも連携を図り、当該児童・生徒の個人情報漏洩に伴う二次被害が発生していないか、経過を確認するとともに、必要に応じて、適切に対応してまいります。

8 再発防止策

各学校が卒業アルバム制作を依頼する事業者選定の際、個人情報管理について委託事業者へ確認するとともに、セキュリティ強化・対策等について要望することを、周知徹底してまいります。

令和7年5月29日

令和5年度卒業生
保護者様

茅ヶ崎市教育委員会
鶴嶺小学校長

卒業アルバムに掲載された情報の漏洩の可能性について

平素から本市の学校教育に対しまして、深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和5年度卒業生の卒業アルバムの作成を委託した「有限会社田中写真」（以下「アルバム事業者」という。）が、印刷業務等、一部の業務を委託した「斎藤コロタイプ印刷株式会社」（以下「印刷会社」という。）において、工場内専用サーバへのランサムウェアの不正侵入により、個人情報の漏洩のおそれが発生した旨、報告がありました。

当該年度の卒業生・保護者様にお詫びするとともに、概要等をお知らせいたします。

1 概要

卒業アルバム制作を受注したアルバム事業者が印刷業務等、一部の業務を委託した印刷会社において、茅ヶ崎市立小学校2校、中学校1校の令和5年度卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが漏えいしている可能性が生じたものです。

現在のところ、情報の漏洩は確認されておきませんが、サーバ上の個人情報を一時的に第三者が閲覧した可能性を否定できないため、「個人情報漏洩の可能性が生じた」としております。

2 漏えいのおそれがある情報

- ・令和5年度の卒業アルバムに掲載された写真データ
- ・児童・生徒の氏名

3 経緯

印刷会社から報告があった経緯は次のとおりです。

〈令和6年 7月18日〉

印刷会社の工場において、ネットワーク接続異常の発生が確認されました。

〈令和6年 9月 3日〉

印刷会社において、デジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）を開始しまし

た。

〈令和6年11月20日〉

印刷会社においてデジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）が終了し、ランサムウェアの不正侵入によるネットワーク障害であったと特定されました。

〈令和7年 4月17日〉

アルバム事業者を通じて、印刷会社から当該小・中学校へ、経緯の報告と謝罪があったことから発覚いたしました。

4 二次被害のおそれ

第三者によるデータの持ち出しの形跡はなく、二次被害は報告されておらず、事故発覚後、印刷会社による脆弱性対策が施されております。

5 お問合せ先

本事案に関し詳細の確認や相談をご希望される対象者の皆さまにおかれましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

※ 「ランサムウェア」とは、不正侵入先のデータの取得を主目的とするものではなく、データを暗号化することで複合鍵（パスワード）の開示と引き換えに現金を要求するという身代金要求を目的としたマルウェアを指します。

〈問い合わせ窓口〉

齋藤コロタイプ印刷株式会社 個人情報窓口

【住 所】 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-7-10

【Eメール】 soumu@saicollo.co.jp

【電 話】 022-222-5481（平日9:00~17:00）

【F A X】 022-222-5416

（ 本通知に対するお問合せ
茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課
電話：0467-81-7224 ）

令和7年5月29日

令和5年度卒業生
保護者様

茅ヶ崎市教育委員会
浜須賀小学校長

卒業アルバムに掲載された情報の漏洩の可能性について

平素から本市の学校教育に対しまして、深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和5年度卒業生の卒業アルバムの作成を委託した「有限会社田中写真」（以下「アルバム事業者」という。）が、印刷業務等、一部の業務を委託した「斎藤コロタイプ印刷株式会社」（以下「印刷会社」という。）において、工場内専用サーバへのランサムウェアの不正侵入により、個人情報の漏洩のおそれが発生した旨、報告がありました。

当該年度の卒業生・保護者様にお詫びするとともに、概要等をお知らせいたします。

1 概要

卒業アルバム制作を受注したアルバム事業者が印刷業務等、一部の業務を委託した印刷会社において、茅ヶ崎市立小学校2校、中学校1校の令和5年度卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが漏えいしている可能性が生じたものです。

現在のところ、情報の漏洩は確認されておきませんが、サーバ上の個人情報を一時的に第三者が閲覧した可能性を否定できないため、「個人情報漏洩の可能性が生じた」としております。

2 漏えいのおそれがある情報

- ・令和5年度の卒業アルバムに掲載された写真データ
- ・児童・生徒の氏名

3 経緯

印刷会社から報告があった経緯は次のとおりです。

〈令和6年 7月18日〉

印刷会社の工場において、ネットワーク接続異常の発生が確認されました。

〈令和6年 9月 3日〉

印刷会社において、デジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）を開始しまし

た。

〈令和6年11月20日〉

印刷会社においてデジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）が終了し、ランサムウェアの不正侵入によるネットワーク障害であったと特定されました。

〈令和7年 4月17日〉

アルバム事業者を通じて、印刷会社から当該小・中学校へ、経緯の報告と謝罪があったことから発覚いたしました。

4 二次被害のおそれ

第三者によるデータの持ち出しの形跡はなく、二次被害は報告されておらず、事故発覚後、印刷会社による脆弱性対策が施されております。

5 お問合せ先

本事案に関し詳細の確認や相談をご希望される対象者の皆さまにおかれましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

※ 「ランサムウェア」とは、不正侵入先のデータの取得を主目的とするものではなく、データを暗号化することで複合鍵（パスワード）の開示と引き換えに現金を要求するという身代金要求を目的としたマルウェアを指します。

〈問い合わせ窓口〉

齋藤コロタイプ印刷株式会社 個人情報窓口

【住 所】 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-7-10

【Eメール】 soumu@saicollo.co.jp

【電 話】 022-222-5481（平日9:00~17:00）

【F A X】 022-222-5416

（ 本通知に対するお問合せ
茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課
電話：0467-81-7224 ）

令和7年5月29日

令和5年度卒業生
保護者様

茅ヶ崎市教育委員会
鶴が台中学校長

卒業アルバムに掲載された情報の漏洩の可能性について

平素から本市の学校教育に対しまして、深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和5年度卒業生の卒業アルバムの作成を委託した「有限会社田中写真」（以下「アルバム事業者」という。）が、印刷業務等、一部の業務を委託した「斎藤コロタイプ印刷株式会社」（以下「印刷会社」という）において、工場内専用サーバへのランサムウェアの不正侵入により、個人情報の漏洩のおそれが発生した旨、報告がありました。

当該年度の卒業生・保護者様にお詫びするとともに、概要等をお知らせいたします。

1 概要

卒業アルバム制作を受注したアルバム事業者が印刷業務等、一部の業務を委託した印刷会社において、茅ヶ崎市立小学校2校、中学校1校の令和5年度卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが漏えいしている可能性が生じたものです。

現在のところ、情報の漏洩は確認されておきませんが、サーバ上の個人情報を一時的に第三者が閲覧した可能性を否定できないため、「個人情報漏洩の可能性が生じた」としております。

2 漏えいのおそれがある情報

- ・令和5年度の卒業アルバムに掲載された写真データ
- ・児童・生徒の氏名

3 経緯

印刷会社から報告があった経緯は次のとおりです。

〈令和6年 7月18日〉

印刷会社の工場において、ネットワーク接続異常の発生が確認されました。

〈令和6年 9月 3日〉

印刷会社において、デジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）を開始しまし

た。

〈令和6年11月20日〉

印刷会社においてデジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）が終了し、ランサムウェアの不正侵入によるネットワーク障害であったと特定されました。

〈令和7年 4月17日〉

アルバム事業者を通じて、印刷会社から当該小・中学校へ、経緯の報告と謝罪があったことから発覚いたしました。

4 二次被害のおそれ

第三者によるデータの持ち出しの形跡はなく、二次被害は報告されておらず、事故発覚後、印刷会社による脆弱性対策が施されております。

5 お問合せ先

本事案に関し詳細の確認や相談をご希望される対象者の皆さまにおかれましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

※ 「ランサムウェア」とは、不正侵入先のデータの取得を主目的とするものではなく、データを暗号化することで複合鍵（パスワード）の開示と引き換えに現金を要求するという身代金要求を目的としたマルウェアを指します。

〈問い合わせ窓口〉

齋藤コロタイプ印刷株式会社 個人情報窓口

【住 所】 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-7-10

【Eメール】 soumu@saicollo.co.jp

【電 話】 022-222-5481（平日9:00~17:00）

【F A X】 022-222-5416

（ 本通知に対するお問合せ
茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課
電話：0467-81-7224 ）

令和7年5月29日

令和5年度在籍教職員の皆様

茅ヶ崎市教育委員会

卒業アルバムに掲載された情報の漏洩の可能性について

この度、令和5年度卒業生の卒業アルバムの作成を委託した「有限会社田中写真」（以下「アルバム事業者」という。）が、印刷業務等、一部の業務を委託した「斎藤コロタイプ印刷株式会社」（以下「印刷会社」という）において、工場内専用サーバへのランサムウェアの不正侵入により、個人情報の漏洩のおそれが発生した旨、報告がありましたので概要等をお知らせいたします。

また、対象となる児童・生徒の保護者様宛、同様のお手紙を教育委員会から郵送していることを申し添えます。

1 概要

卒業アルバム制作を受注したアルバム事業者が印刷業務等、一部の業務を委託した印刷会社において、鶴嶺小学校、浜須賀小学校、鶴が台中学校の令和5年度卒業アルバムに掲載された写真データ、及び児童・生徒の名前が記載されたクラス名簿のデータが漏えいしている可能性が生じたものです。

現在のところ、情報の漏洩は確認されておりませんが、サーバ上の個人情報を一時的に第三者が閲覧した可能性を否定できないため、「個人情報漏洩の可能性が生じた」としております。

2 漏えいのおそれがある情報

- ・令和5年度の卒業アルバムに掲載された写真データ
- ・児童・生徒の氏名

3 経緯

印刷会社から報告があった経緯は次のとおりです。

〈令和6年 7月18日〉

印刷会社の工場において、ネットワーク接続異常の発生が確認されました。

〈令和6年 9月 3日〉

印刷会社において、デジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）を開始しました。

〈令和6年11月20日〉

印刷会社においてデジタル鑑識調査（デジタルフォレンジック調査）が終了し、ランサムウェアの不正侵入によるネットワーク障害であったと特定されました。

〈令和7年 4月17日〉

アルバム事業者を通じて、印刷会社から当該小・中学校へ、経緯の報告と謝罪があったことから発覚いたしました。

4 二次被害のおそれ

第三者によるデータの持ち出しの形跡はなく、二次被害は報告されておらず、事故発覚後、印刷会社による脆弱性対策が施されております。

5 お問い合わせ先

本事案に関し詳細の確認や相談をご希望される対象者の皆さまにおかれましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

※ 「ランサムウェア」とは、不正侵入先のデータの取得を主目的とするものではなく、データを暗号化することで複合鍵（パスワード）の開示と引き換えに現金を要求するという身代金要求を目的としたマルウェアを指します。

〈問い合わせ窓口〉

齋藤コロタイプ印刷株式会社 個人情報窓口

【住 所】 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-7-10

【Eメール】 soumu@saicollo.co.jp

【電 話】 022-222-5481（平日9:00~17:00）

【F A X】 022-222-5416

本通知に対するお問合せ
茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課
電話：0467-81-7224

令和7年8月8日

行政総務課長 様

こども育成相談課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども育成相談課こども健康担当
内 線 2171

(作成)

登録番号	8 - 2 - 1 4	開始年月日	令和 7 年 7 月 1 日
------	-------------	-------	----------------

事務の名称	母子保健事業に関すること（初回産科受診料助成金交付事業）
事務の概要	低所得の妊婦（妊娠の可能性のある者を含む。）の経済的負担の軽減を図るため、妊娠したことを確認するために初めて産科又は産婦人科を標榜する医療機関の受診をした者に対し、初回産科受診にかかる料金を助成する事業です。
作成した登録票	別添

備考	
----	--

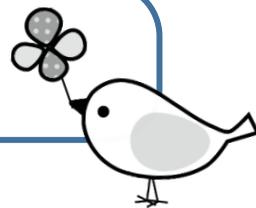
個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	こども育成相談課					
登録番号	8-2-14					
事務の名称	母子保健事業に関すること（初回産科受診料助成金交付事業）					
開始年月日	令和7年7月1日					
変更年月日						
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅ヶ崎市初回産科受診料助成金交付要綱					
取り扱う個人情報の範囲	初回産科受診料助成金交付申請者及びその世帯の個人情報					
個人情報を取り扱う目的	初回産科受診料助成金交付事業実施のため					
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目	
個人情報の項目名	個人番号	<input type="radio"/> 親族関係	<input type="radio"/> 職業・職歴	資産状況	団体加入	
	<input type="radio"/> 氏名	<input type="radio"/> 婚姻歴	学業・学歴	<input type="radio"/> 収入状況	趣味・し好	
	整理番号	<input type="radio"/> 家族状況	地位	納税状況	<input type="radio"/> 意見・要望	
	本籍	居住状況	資格	取引状況	<input type="radio"/> 相談記録	
	国籍		成績・評価	<input type="radio"/> 公的扶助	<input type="radio"/> 出産予定日	
	<input type="radio"/> 住所		賞罰		<input type="radio"/> 健康状態	
	<input type="radio"/> 電話番号				<input type="radio"/> 妊娠・出産歴	
	<input type="radio"/> 生年月日					
	<input type="radio"/> 年齢					
	<input type="radio"/> 性別					
<input type="radio"/> 続柄						
要配慮個人情報の取扱い	人種	<input type="radio"/> 病歴	<input type="radio"/> 心身の機能の障害	刑事事件に関する手続		
	信条	犯罪の経歴	<input type="radio"/> 健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続		
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	<input type="radio"/> 医師等による指導・診療・調剤			
収集の相手方及び方法	本人から文書、口頭により収集					
事務担当課かい以外の利用する課かい						
提供先	妊婦が利用する産科医療機関、妊婦及び胎児に対し必要な支援を実施する関係機関					
提供する項目	個人情報の項目名すべて					
提供方法	文書、口頭					

使用する「個人情報記録」	住民基本台帳システム	電子	
	初回産科受診料助成金交付申請台帳	電子	
	母子保健情報ファイル	電子	
備考			

茅ヶ崎市 初回産科受診料支援事業

妊婦の経済的負担の軽減を図り、必要な支援につなげるため、
妊娠判定のための初回の産科受診費用を助成します。



対象者 以下、すべてに該当する者

- 市民税非課税世帯または生活保護世帯であること
- 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した方
- 令和7年4月1日以降、妊娠判定のために産科を受診し、受診した日に茅ヶ崎市民であること
- 市と医療機関等が、支援に必要な情報を共有することに同意すること

助成内容

妊娠判定のための受診料、上限 10,000円
(※保険診療分については助成対象外です。)

申請方法

- 申請期限 初回産科受診日の翌日から6か月以内
- 申請窓口 茅ヶ崎市役所 こども育成相談課
- 必要書類
 - 申請書・請求書(窓口でお渡しします。)
 - 医療機関発行の領収書および診療明細書
 - 世帯の課税状況がわかる書類
(非課税証明書・生活保護受給証明書等)
 - 本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)
 - 振込先口座情報のわかるもの

(問い合わせ先) 茅ヶ崎市 こども育成相談課 こども健康担当

☎ 0467-81-7171

茅ヶ崎市初回産科受診料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市初回産科受診料助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、低所得の妊婦（妊娠の可能性のある者を含む。）の経済的負担の軽減を図るため、初回産科受診（妊娠したことを確認するために初めて産科医療機関（産科又は産婦人科を標榜する医療機関をいう。以下同じ。）を受診することをいう。以下同じ。）をした者に対し、初回産科受診に係る料金を助成するものとする。

(助成金を交付する対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下この条及び第5条において「助成対象者」という。）は、初回産科受診をした者であって、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 初回産科受診をした日及び助成金の交付の申請をした日において本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 助成対象者及びその者と同一の世帯に属する者の初回産科受診をした月の属する年度分（初回産科受診をした月が4月から5月までの場合にあつては、前年度分）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。）をいう。以下同じ。）が非課税の者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の所得水準にあると市長が認める者

(3) 同一の年度においてこの助成金の交付の決定を2回以上受けていない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、初回産科受診に係る料金の額と10,000円とを比較していずれか少ない額とする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、初回産科受診をした日の翌日から起算して6月以内に、茅ヶ崎市初回産科受診料助成金申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象者の住民票の写し

(2) 初回産科受診に係る領収書及び診療明細書の写し

(3) 助成対象者及びその者と同一の世帯に属する者の市民税・県民税課税（非課税）証

明書又は生活保護法の規定による保護を受けていることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号及び第3号に掲げる書類が証明する事項について、公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金を交付するときはその旨を、助成金を交付しないときはその旨及びその理由を、書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(助成金の交付の時期)

第8条 助成金の交付の時期は、第6条の規定による通知後1月以内とする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(情報提供)

第11条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該妊婦及び胎児の健康の保持及び増進に資することを目的として産科医療機関その他関係機関に対し、当該妊婦に対する支援に必要な情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定により産科医療機関その他関係機関に対し、当該妊婦に対する支援に必要な情報を提供する場合には、あらかじめ当該妊婦の同意を得なければならない。

。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日以後にした初回産科受診について適用する。

別記様式（第5条関係）

茅ヶ崎市初回産科受診料助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号 ()

茅ヶ崎市初回産科受診料助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額	円
2 初回産科受診料の額	円
3 初回産科受診日	年 月 日
4 受診をした医療機関名	

茅ヶ崎市初回産科受診料助成金交付要綱について

1 提案の理由

低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るために交付する茅ヶ崎市初回産科受診料助成金の交付に関し、必要な事項を定めるため提案する。

2 要綱の概要

- (1) 市長は、低所得の妊婦（妊娠の可能性のある者を含む。）の経済的負担の軽減を図るため、妊娠したことを確認するために初めて産科医療機関を受診した者に対し茅ヶ崎市初回産科受診料助成金（以下「助成金」という。）を交付することとした。（第2条関係）
- (2) 助成金の交付の対象となる者は、初回産科受診をした者とする事とした。（第3条関係）
- (3) 助成金の額は、初回産科受診に係る料金の額に相当する額と10,000円のいずれか少ない額とする事とした。（第4条関係）
- (4) 助成金の交付を受けようとする者は、初回産科受診日の翌日から起算して6月以内に、茅ヶ崎市初回産科受診料助成金申請書等を市長に申請しなければならないとする事とした。（第5条関係）
- (5) 市長は、助成金を交付するときはその旨を、助成金を交付しないときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に通知するものとする事とした。（第6条関係）
- (6) 助成金の申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする事とした。（第7条関係）
- (7) 助成金は助成金交付決定通知後1月以内に交付するものとする事とした。（第8条関係）
- (8) 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる事とした。（第9条関係）
- (9) 市長は、第9条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする事とした。（第10条関係）
- (10) 市長は、助成金の交付を決定したときは、当該妊婦の母体及び胎児の健康の保持及び増進に資することを目的として医療機関その他関係機関に対し、当該妊婦に対する支援に必要な情報を提供するものとする事等とした。（第11条関係）
- (11) この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるこ

ととした。(第12条関係)

(12) この要綱は、令和7年7月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

令和7年 8月29日

個人情報保護主管課長 様

市民税課長

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書、重点項目評価書）の
提出について（報告）

地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化の一環として、個人住民税課税システムを、ガバメントクラウド環境で稼働する標準準拠システムへと移行する作業を進めております。これに関連し、令和8年1月から開始予定の、eLTAX（地方税ポータルシステム）を基盤とした個人住民税申告の電子化については、個人情報保護委員会規則に定める「特定個人情報ファイルに対する重要な変更」に該当することから、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。つきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条の規定に基づき、別添のとおり特定個人情報保護評価書を作成し、個人情報保護委員会に提出するため、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会へ報告いたします。

1 事務の名称

個人住民税申告の電子化に関する事務

2 添付書類

- (1) 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
- (2) 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

事務担当
市民部市民税課市民税担当
内線2224

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	茅ヶ崎市 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅ヶ崎市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを重視し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

茅ヶ崎市長

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、賦課期日の1月1日において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して個人住民税の賦課(課税)を行うものである。対象者への税額の通知については、住民・国税庁からの申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い、納税通知書等を送付する。</p> <p>茅ヶ崎市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳システムより賦課期日(1月1日)時点居住者情報の取得 2 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告情報の收受 3 各種申告情報の個人住民税システムへの取り込み 4 庁内連携システムを通じた賦課に必要な情報(生活保護等)の取得 5 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報等の取得 6 取り込んだ情報による賦課情報の作成 7 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知 8 情報提供ネットワークシステムを通じた賦課情報の提供 9 庁内連携システムを通じた賦課情報の移転 10 他市区町村居住者資料の回送 11 地方税法第294条第3項に基づく他市区町村に対する住民登録外賦課通知 12 電子申請機能による個人住民税申告情報の取得
③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、eLTAXシステム、国税連携システム、確定申告システム、課税資料イメージ管理システム、中間サーバー、 申請管理システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税法が含まれる項(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 経営総務部行政総務課 市政情報担当 電話番号 0467-81-7110
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 市民部市民税課 市民税担当 0467-81-7139
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	課税資料にマイナンバー情報があり、システム登録する際にCS照会及び、対象者紐づけ情報に誤りがないよう確認をする体制を取り、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	財務部市民税課	市民部市民税課	事後	組織改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 総務部行政総務課 市政情報担当 0467-82-1111	郵便番号 253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 経営総務部行政総務課 市政情報担当 電話番号 0467-81-7110	事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 財務部市民税課 市民税担当 0467-82-1111	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 市民部市民税課 市民税担当 0467-81-7139	事後	組織改正に伴う修正
令和7年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16の項	番号法第9条第1項 別表 第24の項	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税法が含まれる項(48の項)	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II しいき値判断項目 1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和31年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和31年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日の1月1日において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して個人住民税の賦課(課税)を行うものである。 対象者への税額の通知については、住民・国税庁からの申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い、納税通知書等を送付する。 茅ヶ崎市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民基本台帳システムより賦課期日(1月1日)時点居住者情報の取得 2 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告情報の収受 3 各種申告情報の個人住民税システムへの取り込み 4 庁内連携システムを通じた賦課に必要な情報(生活保護等)の取得 5 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報等の取得 6 取り込んだ情報による賦課情報の作成 7 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知 8 情報提供ネットワークシステムを通じた賦課情報の提供 9 庁内連携システムを通じた賦課情報の移転 10 他市区町村居住者資料の回送 11 地方税法第294条第3項に基づく他市区町村に対する住民登録外賦課通知	地方税法に基づき、賦課期日の1月1日において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して個人住民税の賦課(課税)を行うものである。 対象者への税額の通知については、住民・国税庁からの申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い、納税通知書等を送付する。 茅ヶ崎市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民基本台帳システムより賦課期日(1月1日)時点居住者情報の取得 2 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告情報の収受 3 各種申告情報の個人住民税システムへの取り込み 4 庁内連携システムを通じた賦課に必要な情報(生活保護等)の取得 5 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報等の取得 6 取り込んだ情報による賦課情報の作成 7 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知 8 情報提供ネットワークシステムを通じた賦課情報の提供 9 庁内連携システムを通じた賦課情報の移転 10 他市区町村居住者資料の回送 11 地方税法第294条第3項に基づく他市区町村に対する住民登録外賦課通知 12 電子申請機能による個人住民税申告情報の取得	事前	地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、eLTAXシステム、国税連携システム、確定申告システム、課税資料イメージ管理システム、中間サーバー	個人住民税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、eLTAXシステム、国税連携システム、確定申告システム、課税資料イメージ管理システム、中間サーバー、申請管理システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事前	地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	茅ヶ崎市 個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅ヶ崎市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを重視し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

茅ヶ崎市長

公表日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税に関する事務				
②事務の内容	<p>地方税法に基づき、賦課期日の1月1日において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して個人住民税の賦課(課税)を行うものである。 対象者への税額の通知については、住民・国税庁からの申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い、納税通知書等を送付する。</p> <p>茅ヶ崎市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳システムより賦課期日(1月1日)時点居住者情報の取得 2 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告情報の収受 3 各種申告情報の個人住民税システムへの取り込み 4 庁内連携システムを通じた賦課に必要な情報(生活保護等)の取得 5 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報等の取得 6 取り込んだ情報による賦課情報の作成 7 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知 8 情報提供ネットワークシステムを通じた賦課情報の提供 9 庁内連携システムを通じた賦課情報の移転 10 他市区町村居住者資料の回送 11 地方税法第294条第3項に基づく他市区町村に対する住民登録外賦課通知 12 電子申請機能による個人住民税申告情報の取得 				
③対象人数	<p style="text-align: center;">[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				

システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1 個人住民税システムへの連携機能 既存住民基本台帳システム及び宛名システムにおいて管理する個人情報個人住民税システムに連携する。 2 団体内統合宛名システムとの連携機能 (1) 宛名情報を団体内統合宛名システムに連携する。 (2) 団体内統合宛名番号を取得する。 3 住登外者の管理機能 住民(住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に登録された者)以外の個人情報の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム)
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 (1) 団体内統合宛名番号管理機能 ア 団体内統合宛名番号の付番を行う。 イ 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>1 審査業務機能</p> <p>(1) 税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能</p> <p>(2) 受信結果照会機能 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う機能</p> <p>(3) 申告書審査・照会機能 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う機能</p> <p>(4) 申告データ印刷機能 申告データ等を印刷する機能</p> <p>(5) 利用者通知機能 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う機能</p> <p>(6) 利用届出審査機能 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う機能</p> <p>(7) 申請、届出データ審査、照会機能 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う機能</p> <p>2 運用管理機能</p> <p>(1) 税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能</p> <p>(2) 受付システムからの受信機能 利用届出データ、申告データ等の受信を行う機能</p> <p>(3) ファイル入出力機能 税務システム連携用の各種ファイルの出力及びXML等データのチェック、作成、送信を行う機能</p> <p>(4) 税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う機能</p> <p>(5) 団体回付データ受信、送信機能 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 （ 媒体での連携のため、他システムとの接続はなし ）</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>1 申告書情報取込</p> <p>(1) 申告書情報取込機能 eL-TAXより連携されてくる確定申告書情報、付表情報を取り込む。</p> <p>(2) 仕訳機能 取り込んだ情報を設定した条件に従って仕訳けを行う。</p> <p>2 課税資料情報入力</p> <p>(1) 確定申告書情報入力機能 取り込んだ確定申告書情報に対し、画像を参照しながら不足情報の入力を行う。</p> <p>(2) 税法エラーチェック機能 所得税法に基づいたエラーチェックを行う。</p> <p>3 発行 確定申告書出力機能</p> <p>4 当初課税データ作成 当初課税データ作成機能 個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。</p> <p>5 団体間回送</p> <p>(1) 団体間回送データ受信機能 他市区町村から居住者の課税資料をデータで受け取る。</p> <p>(2) 団体間回送データ送信機能 他市区町村居住者の課税資料をデータで送付する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 地方税電子申告支援サービス ）
システム6	
①システムの名称	確定申告システム
②システムの機能	1 各種データ取込 (1)宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 (2)課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 (3)社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 2 課税資料情報入力 (1)支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 (2)申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 3 課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 4 当初課税データ作成機能 個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 課税資料イメージ管理システム ）
システム7	
①システムの名称	課税資料イメージ管理システム
②システムの機能	1 課税資料イメージ化機能 個人住民税システム等から課税資料の電子データを受取り、課税資料をイメージ化する機能 2 課税資料スキャニング機能 紙様式の課税資料等をスキャニングしデータ化する機能 3 課税資料イメージ検索機能 課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する機能 4 アノテーション機能 イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 確定申告システム ）

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（マイナポータル申請管理）
システム11	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（申請管理システム等）
3. 特定個人情報ファイル名	
1 課税対象者情報ファイル 2 課税資料ファイル 3 課税台帳情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) (1)第9条(利用範囲)第1項 (2)別表24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税法が含まれる項(48の項)

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 課税対象者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、または本市内に事業所または家屋敷を有する個人で本市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者。
その必要性	個人住民税において適切かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 対象者を正確に特定するために保有(参照)する その他識別情報(内部番号): 本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) 基本4情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報: 納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報: 課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	個人住民税の課税漏れや二重課税を防ぎ、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。	
④使用の主体	使用部署	市民部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、当該区市町村内に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者または課税対象者に扶養されている者
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用保守委託	
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。
	⑥再委託事項	運用保守業務

7. 備考

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2 課税資料ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者およびその扶養者。
その必要性	個人住民税において適切かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するために保有する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 基本4情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 連絡先: 申告内容の確認等による連絡手段のために保有する。 その他住民票関係情報: 納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する。 国税関係情報: 住民税賦課に必要な所得税情報確認のため保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。 健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報: 所得控除確認のため保有する。 年金関係情報: 年金所得情報を把握するため保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村税務事務担当課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (マイナポータル申請管理)	
③使用目的 ※	申告書等に記載された納税義務者および扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せおよび扶養者の確認に利用する。	
④使用の主体	使用部署	市民部市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 給与支払報告書の登録 事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 2 公的年金支払報告書の登録 年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 3 確定申告書・個人住民税の申告書の登録 税務署、市町村窓口、e-tax等で申告された確定申告書や、市町村窓口、電子申告分によるeLTAX及びマイナポータル申請管理システムを通じて申告された住民税の申告書等を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 4 二重扶養者の確認 申告書に記載された扶養者情報について、当該市および他市において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。
	情報の突合	1 各種報告書、申告書情報を納税義務者で突合し、合算判断を行う。【上記1、2、3】 2 同一世帯の納税義務者で当該市および他市の申告情報に記載された扶養者情報に、同一個人が二重登録されていないか確認する。【上記4】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	個人住民税システム用データ作成委託	
①委託内容	個人住民税システム用データ作成	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社北斗システム	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2		地方税電子申告支援サービス業務委託	
①委託内容		地方税電子申告支援サービス業務	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1		他市区町村税務事務担当課	
①法令上の根拠		番号法第19条第10号	
②提供先における用途		賦課住所地となる他市区町村で申告情報の登録を行うため	
③提供する情報		地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		紙又は電子媒体による申告資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)で提出されたもの、国税連携システムで受信した国税データのうち、他市区町村に課税資料を回送すべき対象者	
⑥提供方法		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑦時期・頻度		随時	
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※		電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。 また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	

7. 備考

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3 課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者およびその扶養者。 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「削除者」という。)を含む
その必要性	個人住民税において適切かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するために保有する。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 基本4情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 連絡先: 申告内容の確認等による連絡手段のために保有する。 その他住民票関係情報: 納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する。 国税関係情報: 住民税賦課に必要な所得税情報確認のため保有する。 地方税関係情報: 課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。 健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報: 所得控除確認のため保有する。 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護非課税判定のため保有する。 介護・高齢者福祉関係情報: 年金特徴判定のため保有する。 年金関係情報: 年金所得情報を把握するため保有する。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援課、障がい福祉課、保険年金課、介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村税務事務担当課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。								
④使用の主体	使用部署	市民部市民税課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う (1)1月1日現在、住民登録されている者 (2)1月1日現在、事務所・家屋数を持っている者で、当該市区町村内に住所がない者 (3)市内に住民票はないが、居住実態のある者								
情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 個人住民税システムの運用保守委託		
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。
	⑥再委託事項	運用保守業務
委託事項2 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等のブックイング及び封入封緘業務		
①委託内容	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等のブックイング及び封入封緘	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アコーダ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。
	⑥再委託事項	委託業務の一部
委託事項3 市・県民税普通徴収納税通知書等のブックイング及び封入封緘業務委託		
①委託内容	市・県民税普通徴収納税通知書等のブックイング及び封入封緘	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アコーダ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。
	⑥再委託事項	委託業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (9) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(第1欄参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	特別徴収義務者・企業
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため
③提供する情報	個人住民税課税台帳情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	申請の都度

提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養控除否認事項に関する業務
③提供する情報	個人住民税課税台帳情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	9月頃(年1回)
提供先4	教育委員会 教育総務部 学務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②提供先における用途	就学援助に関する業務
③提供する情報	個人住民税課税台帳情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	申請の都度

移転先1	保健所 健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	各種予防接種及び検診に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2	福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険に関する業務、国民年金に関する業務、後期高齢者医療制度に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先3	福祉部 生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	自立支援給付、地域生活支援に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先5	福祉部 高齢福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	高齢者福祉に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6	こども育成部 こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する業務、養育医療に関する業務、育成医療に関する業務、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先7	こども育成部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	保育園入園に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先8	建設部 建築課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	公営住宅の管理に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先9	福祉部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	介護保険に関する業務
③移転する情報	個人住民税課税台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<茅ヶ崎市における措置> 電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。 また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 課税対象者情報ファイル

1.課税年度、2.宛名番号、3.個人番号(※)、4.氏名、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.世帯番号、9.続柄、10.世帯主名、11.納税義務区分、12.更新年月日、13.更新職員ID

2 課税資料ファイル

1.課税年度、2.宛名番号、3.更新年月日、4.更新職員ID、5.資料区分、6.資料管理番号、7.納税者(受給者)の個人番号(※)、8.事業所番号、9.控除対象配偶者区分、10.本人該当、11.配偶者未成年区分、12.障害区分、13.老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分、14.扶養人数、15.特定、16.年少、17.老人同居、18.老人、19.その他、20.その他(16歳以上18歳以下)、21.その他(23歳以上69歳以下)、22.扶養障害人数、23.特別障害者人数、24.普通障害者人数、25.扶養者情報、26.扶養者の宛名番号、27.扶養者の個人番号、28.扶養区分、29.所得金額、30.営業等所得、31.農業所得、32.その他事業所得、33.不動産所得、34.利子所得、35.配当所得(所得税)、36.給与所得、37.雑所得、38.総合短期譲渡所得、39.総合長期譲渡所得、40.一時所得、41.長短期一時所得1/2、42.分離短期譲渡特別控除前(一般)、43.分離短期譲渡所得(一般)、44.分離短期譲渡特別控除前(軽減)、45.分離短期譲渡所得(軽減)、46.分離短期譲渡課税所得、47.分離長期譲渡特別控除前(一般)、48.分離長期譲渡所得(一般)、49.分離長期譲渡特別控除前(特定)、50.分離長期譲渡所得(特定)、51.分離長期譲渡特別控除前(軽減)、52.分離長期譲渡所得(軽減)、53.分離長期譲渡課税所得、54.分離株式譲渡所得(一般)、55.分離株式譲渡所得(新株)、56.分離株式譲渡所得、57.分離株式譲渡課税所得、58.山林所得特別控除前、59.山林所得、60.山林課税所得、61.退職所得、62.退職課税所得、63.総合課税所得、64.総合短期譲渡特別控除前、65.総合長期譲渡特別控除前、66.一時所得特別控除前、67.先物取引所得、68.先物取引課税所得、69.分離株式譲渡所得(未公開)、70.分離株式譲渡所得(上場)、71.分離配当所得、72.分離配当課税所得、73.株式譲渡繰越控除、74.先物取引繰越控除、75.居住用財産繰越控除、76.配当所得、77.非居住特例、78.変動所得、79.前年変動所得、80.前々年変動所得、81.臨時所得、82.平均課税対象額、83.純損失、84.雑損失、85.総所得金額等、86.一般給与所得、87.公的年金所得、88.その他雑所得、89.免税所得、90.特例肉用牛所得(売却額)、91.土地等事業所得、92.超短期土地等事業所得、93.非課税所得、94.特例肉用牛課税所得、95.収入金額、96.営業等収入、97.農業収入、98.その他事業収入、99.不動産収入、100.利子収入、101.配当収入、102.給与収入、103.雑収入(公的年金)、104.雑収入(その他)、105.分離株式譲渡収入(一般)、106.分離株式譲渡収入(新株)、107.退職収入、108.専従者給与収入、109.専従者給与所得、110.先物取引収入、111.分離株式譲渡収入(未公開)、112.分離株式譲渡収入(上場)、113.分離配当収入、114.総合短期譲渡収入、115.総合長期譲渡収入、116.一時収入、117.分離短期譲渡収入(一般)、118.分離短期譲渡収入(軽減)、119.分離長期譲渡収入(一般)、120.分離長期譲渡収入(特定)、121.分離長期譲渡収入(軽減)、122.山林収入、123.支払金額、124.医療費支払額、125.旧個人年金保険料、126.旧長期保険料、127.社会保険料、128.寄附金支払額(特例控除)、129.寄附金支払額(市町村指定)、130.寄附金支払額(道府県指定)、131.寄附金支払額(募金・日赤)、132.1号支払額、133.2号支払額、134.3号支払額、135.短期保険料、136.旧一般生命保険料、137.地震保険料、138.新一般生命保険料、139.新個人年金保険料、140.介護医療保険料、141.国民年金保険料等の金額、142.医療費補てん額、143.寄附金支払額(所得税)、144.寄附金支払額(地方税)、145.控除金額、146.雑損控除、147.医療費控除、148.社会保険料控除、149.小規模共済掛金控除、150.生命保険料控除、151.損害保険料控除、152.寄附金控除、153.寄附金控除(所得税)、154.老年者控除、155.寡婦・寡夫控除、156.勤労学生控除、157.障害者控除、158.配偶者控除、159.配偶者特別控除、160.扶養控除、161.基礎控除、162.配偶者合計所得、163.専従者控除合計額、164.地震保険料控除、165.特別控除額、166.配当控除、167.住宅取得等特別控除、168.政党等寄附金特別控除、169.災害減免額、170.外国税額控除、171.定率減税額、172.分離短期譲渡特別控除(一般)、173.分離短期譲渡特別控除(軽減)、174.分離長期譲渡特別控除(一般)、175.分離長期譲渡特別控除(特定)、176.分離長期譲渡特別控除(軽減)、177.山林所得特別控除、178.総合譲渡特別控除、179.一時所得特別控除、180.住宅耐震改修特別控除、181.住宅借入金等特別控除可能額、182.電子証明書等特別控除、183.住宅借入金等特別控除見込額、184.長期優良住宅新築等特別税額控除、185.既存住宅特定改修特別税額控除、186.認定NPO法人等特別税額控除、187.配当割、188.株式譲渡所得割、189.特定支出控除、190.退職所得控除額、191.外国税額控除対象額(道府県民税)、192.外国税額控除対象額(市町村民税)、193.投資・リース税額控除、194.業務雑所得、195.雑収入(業務)、196.寡婦・ひとり親控除、197.所得金額調整控除、198.定額減税除外人数

3 課税台帳情報ファイル

1.課税年度、2.宛名番号、3.個人番号(※)、4.更新年月日、5.更新職員ID、6.課税所得情報、7.課税区分、8.申告区分、9.事業所番号、10.資料管理番号、11.控除対象配偶者区分、12.本人該当、13.配偶者未成年区分、14.障害区分、15.老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分、16.扶養人数、17.特定、18.年少、19.老人同居、20.老人、21.その他、22.その他(16歳以上18歳以下)、23.その他(23歳以上69歳以下)、24.扶養障害人数、25.特別障害者人数、26.普通障害者人数、27.都道府県民税額、28.均等割額、29.所得割額、30.市町村民税額、31.均等割額、32.所得割額、33.年税額、34.普通徴収、35.特別徴収、36.年金特徴、37.公年所得算出税額、38.給年所得算出税額、39.所得金額、40.営業等所得、41.農業所得、42.その他事業所得、43.不動産所得、44.利子所得、45.配当所得(所得税)、46.給与所得、47.雑所得、48.総合短期譲渡所得、49.総合長期譲渡所得、50.一時所得、51.長短期一時所得1/2、52.分離短期譲渡特別控除前(一般)、53.分離短期譲渡所得(一般)、54.分離短期譲渡特別控除前(軽減)、55.分離短期譲渡所得(軽減)、56.分離短期譲渡課税所得、57.分離長期譲渡特別控除前(一般)、58.分離長期譲渡所得(一般)、59.分離長期譲渡特別控除前(特定)、60.分離長期譲渡所得(特定)、61.分離長期譲渡特別控除前(軽課)、62.分離長期譲渡所得(軽課)、63.分離長期譲渡課税所得、64.分離株式譲渡所得(一般)、65.分離株式譲渡所得(新株)、66.分離株式譲渡所得、67.分離株式譲渡課税所得、68.山林所得特別控除前、69.山林所得、70.山林課税所得、71.退職所得、72.退職課税所得、73.総合課税所得、74.総合短期譲渡特別控除前、75.総合長期譲渡特別控除前、76.一時所得特別控除前、77.先物取引所得、78.先物取引課税所得、79.分離株式譲渡所得(未公開)、80.分離株式譲渡所得(上場)、81.分離配当所得、82.分離配当課税所得、83.株式譲渡繰越控除、84.先物取引繰越控除、85.居住用財産繰越控除、86.配当所得、87.非居住特例、88.変動所得、89.前年変動所得、90.前々年変動所得、91.臨時所得、92.平均課税対象額、93.純損失、94.雑損失、95.総所得金額等、96.一般給与所得、97.公的年金所得、98.その他雑所得、99.免税所得、100.特例肉用牛所得(売却額)、101.土地等事業所得、102.超短期土地等事業所得、103.非課税所得、104.特例肉用牛課税所得、105.収入金額、106.営業等収入、107.農業収入、108.その他事業収入、109.不動産収入、110.利子収入、111.配当収入、112.給与収入、113.雑収入(公的年金)、114.雑収入(その他)、115.分離株式譲渡収入(一般)、116.分離株式譲渡収入(新株)、117.退職収入、118.専従者給与収入、119.専従者給与所得、120.先物取引収入、121.分離株式譲渡収入(未公開)、122.分離株式譲渡収入(上場)、123.分離配当収入、124.総合短期譲渡収入、125.総合長期譲渡収入、126.一時収入、127.分離短期譲渡収入(一般)、128.分離短期譲渡収入(軽減)、129.分離長期譲渡収入(一般)、130.分離長期譲渡収入(特定)、131.分離長期譲渡収入(軽課)、132.山林収入、133.支払金額、134.医療費支払額、135.旧個人年金保険料、136.旧長期保険料、137.社会保険料、138.寄附金支払額(特例控除)、139.寄附金支払額(市町村指定)、140.寄附金支払額(道府県指定)、141.寄附金支払額(募金・日赤)、142.1号支払額、143.2号支払額、144.3号支払額、145.短期保険料、146.旧一般生命保険料、147.地震保険料、148.新一般生命保険料、149.新個人年金保険料、150.介護医療保険料、151.国民年金保険料等の金額、152.医療費補てん額、153.寄附金支払額(所得税)、154.寄附金支払額(地方税)、155.控除金額、156.雑損控除、157.医療費控除、158.社会保険料控除、159.小規模共済掛金控除、160.生命保険料控除、161.損害保険料控除、162.寄附金控除、163.寄附金控除(所得税)、164.老年人者控除、165.寡婦・寡夫控除、166.勤労学生控除、167.障害者控除、168.配偶者控除、169.配偶者特別控除、170.扶養控除、171.基礎控除、172.配偶者合計所得、173.専従者控除合計額、174.地震保険料控除、175.特別控除額、176.配当控除、177.住宅取得等特別控除、178.政党等寄附金特別控除、179.災害減免額、180.外国税額控除、181.定率減税額、182.分離短期譲渡特別控除(一般)、183.分離短期譲渡特別控除(軽減)、184.分離長期譲渡特別控除(一般)、185.分離長期譲渡特別控除(特定)、186.分離長期譲渡特別控除(軽課)、187.山林所得特別控除、188.総合譲渡特別控除、189.一時所得特別控除、190.住宅耐震改修特別控除、191.住宅借入金等特別控除可能額、192.電子証明書等特別控除、193.住宅借入金等特別控除見込額、194.長期優良住宅新築等特別税額控除、195.既存住宅特定改修特別税額控除、196.認定NPO法人等特別税額控除、197.配当割、198.株式譲渡所得割、199.特定支出控除、200.退職所得控除額、201.外国税額控除対象額(道府県民税)、202.外国税額控除対象額(市町村民税)、203.投資・リース税額控除、204.税額、205.分離短期譲渡所得税額、206.分離長期譲渡所得税額、207.分離株式譲渡所得税額、208.山林所得税額、209.退職所得税額、210.総合所得税額、211.差引所得税額、212.再差引所得税額、213.源泉徴収税額、214.申告納税額、215.控除前所得税額、216.還付所得税額、217.先物取引所得税額、218.分離配当所得税額、219.還付充当可能額(配当割・譲渡割)、220.1号源泉徴収税額、221.2号源泉徴収税額、222.3号源泉徴収税額、223.定率減税後所得税額、224.申告所得税額、225.特例肉用牛所得税額、226.必要経費、227.総合短期譲渡必要経費、228.総合長期譲渡必要経費、229.一時必要経費、230.分離短期譲渡必要経費(一般)、231.分離短期譲渡必要経費(軽減)、232.分離長期譲渡必要経費(一般)、233.分離長期譲渡必要経費(特定)、234.分離長期譲渡必要経費(軽課)、235.株式譲渡必要経費(未公開)、236.株式譲渡必要経費(上場)、237.先物取引必要経費、238.山林必要経費、239.株式譲渡必要経費(一般)、240.株式譲渡必要経費(新株)、241.分離配当必要経費、242.業務雑所得、243.雑収入(業務)、244.寡婦・ひとり親控除、245.所得金額調整控除、246.市民税減免額、247.県民税減免額、248.定額減税除外人数、249.市定額減税額、250.県定額減税額、251.森林環境税免税額

※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 課税対象者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行っている。 その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 窓口業務において、申請人からの各種申請や申告を受け付ける際に、個人番号取扱業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する場合があるため、申告書等を明確に分けるなどの対策を行い、個人番号取扱業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。</p> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 入手した情報については、本人確認書類(個人番号カード等)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底に努める。 また、個人住民税システム(宛名管理機能)と照合することにより個人番号の確認を行う。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 個人住民税システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。 また、紙媒体による書面は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 番号利用業務以外の部署からの照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築している(個人番号を物理的に表示しない)。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>2 個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>3 個人住民税システムが稼働する回線は、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。また、個人住民税システムへは、権限のない者の接続を認めない仕様としている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	設定した認証条件により操作者認証を行う。また、操作者権限は、人事異動の都度、早急にアクセス権限の追加、削除、変更を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置</p> <p>(1) システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。</p> <p>(2) 従業者については、情報セキュリティに関する研修を行っている。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p> <p>所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</p> <p>3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) スクリーンセーバ等を利用して、収納情報の画面表示について制御している。</p> <p>(2) 操作端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置いている。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認められている提供・移転のみが行われる仕組みを構築している。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 指定した端末、指定したアクセスルートでのみ提供・移転できる仕組みとしている。		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1 個人住民税システム関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>2 各課にITリーダーを置き、職員等に対する教育・研修を随時行っている。</p> <p>3 情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p>4 新規採用職員(正職員・非常勤職員)に対して情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2 課税資料ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 課税対象者情報ファイルに記録のない者の課税情報については、当市で課税するかどうかを判断した上で、住民票上の住所地市区町村に対して、課税対象の場合は通知することとし、対象外の場合は転送することとしており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。 課税対象でない場合は、該当市区町村を調査した上で、郵送等により該当区市町村へ情報を伝達している。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 窓口業務において、申請人からの各種申請や申告を受け付ける際に、個人番号取扱業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する必要があるため、申告書等を明確に分けるなどの対策を行い、個人番号取扱業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。 住民税電子申告分において、申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。またシステムを利用できる職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。</p> <p>2 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクへの措置 入手した情報については、本人確認書類(個人番号カード等)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底に努める。 また、個人住民税システム(宛名管理機能)と照合することにより個人番号の確認を行う。 住民税電子申告分において、住民が個人住民税申請ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済みの個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクへの措置 個人住民税システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。 また、紙媒体による書面は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管する。 住民税電子申告分において、マイナポータル申請管理と地方公共団体との間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等がおこらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 番号利用業務以外の部署からの照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築している(個人番号を物理的に表示しない)。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>2 個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>3 個人住民税システムが稼働する回線は、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。また、個人住民税システムへは、権限のない者の接続を認めない仕様としている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	設定した認証条件により操作者認証を行う。また、操作者権限は、人事異動の都度、早急にアクセス権限の追加、削除、変更を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置</p> <p>(1) システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。</p> <p>(2) 従業者については、情報セキュリティに関する研修を行っている。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p> <p>所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</p> <p>3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) スクリーンセーバ等を利用して、収納情報の画面表示について制御している。</p> <p>(2) 操作端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置いている。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 目的外利用の禁止 2 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3 特定個人情報の安全管理の遵守 4 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う 5 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、相手方における責任体制並びに責任者及び従事者、特定個人情報保護措置の内容、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を使用する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認められている提供・移転のみが行われる仕組みを構築している。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 指定した端末、指定したアクセスルートでのみ提供・移転できる仕組みとしている。</p>		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 個人住民税システム関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2 各課にITリーダーを置き、職員等に対する教育・研修を随時行っている。 3 情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する集合研修を行っている。 4 新規採用職員(正職員・非常勤職員)に対して情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3 課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 課税対象者情報ファイルに記録のない者の課税情報については、当市で課税するかどうかを判断した上で、住民票上の住所地市区町村に対して、課税対象の場合は通知することとし、対象外の場合は転送することとしており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。 課税対象でない場合は、該当市区町村を調査した上で、郵送等により該当市区町村へ情報を伝達している。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 窓口業務において、申請人からの各種申請や申告を受け付ける際に、個人番号取扱業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する必要があるため、申告書等を明確に分けるなどの対策を行い、個人番号取扱業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。</p> <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 入手した情報については、本人確認書類(個人番号カード等)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底に努める。 また、個人住民税システム(宛名管理機能)と照合することにより個人番号の確認を行う。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 個人住民税システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。 また、紙媒体による書面は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 番号利用業務以外の部署からの照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築している(個人番号を物理的に表示しない)。また、個人住民税システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。</p> <p>2 個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。</p> <p>3 個人住民税システムが稼働する回線は、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。また、個人住民税システムへは、権限のない者の接続を認めない仕様としている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	設定した認証条件により操作者認証を行う。また、操作者権限は、人事異動の都度、早急にアクセス権限の追加、削除、変更を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置</p> <p>(1) システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。</p> <p>(2) 従業者については、情報セキュリティに関する研修を行っている。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p> <p>所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</p> <p>3 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) スクリーンセーバ等を利用して、収納情報の画面表示について制御している。</p> <p>(2) 操作端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置いている。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 目的外利用の禁止 2 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 3 特定個人情報の安全管理の遵守 4 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う 5 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、相手方における責任体制並びに責任者及び従事者、特定個人情報保護措置の内容、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならない。 また、受託者は、再委託の相手方による特定個人情報の処理に関する責任を負い、管理監督を行うとともに市の求めに応じ、その状況を市に適宜報告する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を使用する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 庁内連携システムでは番号法及び条例で認められている提供・移転のみが行われる仕組みを構築している。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 指定した端末、指定したアクセスルートでのみ提供・移転できる仕組みとしている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><茅ヶ崎市における措置> ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><茅ヶ崎市における措置> ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>
①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【物理的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><茅ヶ崎市における措置></p> <p>1 個人住民税システム関係職員(任用された派遣要員、会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。</p> <p>2 各課にITリーダーを置き、職員等に対する教育・研修を随時行っている。</p> <p>3 情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p>4 新規採用職員(正職員・非常勤職員)に対して情報セキュリティ・個人情報保護に関する集合研修を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 経営総務部行政総務課 市政情報担当 0467-81-7110
②請求方法	指定様式による書面により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 市民部市民税課 市民税担当 0467-81-7139
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	対象外のため実施せず。
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	対象外のため実施せず。
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社ワイシーデータサービス	株式会社北斗システム	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の部署	市民課、生活支援課、障害福祉課、保険年金課、高齢福祉介護課	市民課、生活支援課、障がい福祉課、保険年金課、高齢福祉介護課	事後	組織改正に伴う名称変更の軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(表1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(表1参照)	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	福祉部 障害福祉課	福祉部 障がい福祉課	事後	組織改正に伴う名称変更の軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。

令和3年8月12日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 2 課税資料ファイル	13.老人・寡婦・勤労学生区分 193.投資・リース税額控除	13.老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分 193.投資・リース税額控除、194.業務雑所得、 195.雑収入(業務)、196.寡婦・ひとり親控除、 197.所得金額調整控除	事後	税制度改正に伴う所得等の修正のため、重要な変更には該当しない。
令和3年8月12日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 3 課税台帳情報ファイル	15.老人・寡婦・勤労学生区分 241.投資・リース税額控除	15.老人・寡婦・ひとり親・勤労学生区分 241.投資・リース税額控除、242.業務雑所得、 243.雑収入(業務)、244.寡婦・ひとり親控除、 245.所得金額調整控除	事後	税制度改正に伴う所得等の修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他(媒体での連携のため、他システムとの接続はなし)	[○]その他(地方税電子申告支援サービス)	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	住民税年金特徴、国税連携及び電子申告ASPサービス提供業務委託	地方税電子申告支援サービス業務委託	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	住民税年金特徴、国税連携及び電子申告ASPサービス提供業務	地方税電子申告支援サービス業務	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	10人未満	50人以上100人未満	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	日本電気株式会社	株式会社TKC	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託の許諾方法	受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う個人情報、必要な理由、相手方等の項目を記載した書面を提出させ、市がその内容を確認し、承諾することを義務付けている。		事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。

令和4年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	委託業務の一部			事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満		事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社北斗システム	株式会社新日本コンピューターサービス		事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部市民税課	市民部市民税課		事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社井上ビジネスフォーム	アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社		事後	委託事業者変更に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59件) [○]移転を行っている(8件)	[○]提供を行っている(4件) [○]移転を行っている(9件)		事後	提供先の件数が誤っていたこと及び移転先の追加に伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	[○]専用線 [○]紙		事後	提供方法の選択を誤っていたことに伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。

令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度	申請の都度	9月頃(年1回)	事後	提供の時期・頻度の記載が誤っていたことに伴う軽微な修正のため、重要な変更には該当しない。
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	福祉部 高齢福祉介護課	福祉部 高齢福祉課	事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	介護保険に関する業務、高齢者福祉に関する業務	高齢者福祉に関する業務	事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	こども育成部 子育て支援課	こども育成部 こども政策課	事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①～⑦		移転先9:福祉部 介護保険課 ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ② 介護保険に関する業務 ③ 個人住民税課税台帳情報 ④ 1万人以上10万人未満 ⑤ 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上 ⑥ [〇]庁内連携システム ⑦ 随時	事後	組織改正に伴う追加 (※移転先5の高齢福祉介護課が「高齢福祉課」と「介護保険課」に分かれたための追加)
令和5年10月18日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 総務部行政総務課 市政情報担当 0467-82-1111	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 経営総務部行政総務課 市政情報担当 0467-81-7110	事後	組織改正に伴う修正
令和5年10月18日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 財務部市民税課 市民税担当 0467-82-1111	郵便番号 253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所 市民部市民税課 市民税担当 0467-81-7139	事後	組織改正に伴う修正
令和7年3月3日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) (1)第9条(利用範囲)第1項 (2)別表第一の16の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) (1)第9条(利用範囲)第1項 (2)別表24の項	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の名称)に地方税法が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税法が含まれる項(48の項)	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。

令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 2基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条および第45条の2、地方税法第294条および第317条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、番号整備法)第14条等に基づき申告情報を保有するため。	個人住民税において適切かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、当該区市町村内に住所がない者 ・市内に住居票はないが、居住実態のある者	1 課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、当該区市町村内に住所がない者 ・市内に住居票はないが、居住実態のある者または課税対象者に扶養されている者	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。	電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税対象者情報ファイル) 7.備考	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 2基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条および第45条の2、地方税法294条および317条の2、番号整備法14条等に基づき申告情報を保有するため。	個人住民税において適切かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱い委託 ③委託先名	株式会社新日本コンピューターサービス	株式会社北斗システム	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更該当しない。

令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。 また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる	電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。 また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル) 7. 備考	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 2基本情報 ③対象となる本人の範囲その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条および第45条の2～第45条の3の3、地方税法294条および317条の2、番号整備法14条等に基づき申告情報を保有するため。	個人住民税において適切かつ公平な課税を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 ③委託先名 委託事項3 ③委託先名	委託事項2:市・県民税特別徴収税額通知書等のプッキング及び封入封緘業務委託 ①委託内容:市・県民税特別徴収税額通知書等のプッキング及び封入封緘 ③委託先名:アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社 委託事項3 ③委託先名:アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社	委託事項2:市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等のプッキング及び封入封緘業務 ①委託内容:市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等のプッキング及び封入封緘 ③委託先名:株式会社アコーダー 委託事項3 ③委託先名:株式会社アコーダー	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	提供先1:番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(表1参照) ①法令上の根拠:番号法第19条第8号別表第2 ②提供先における用途:番号法別表第2に定める各事務	提供先1:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(第1欄参照) ①法令上の根拠:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ②提供先における用途:主務省令第2条の表に定める各事務	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民課、生活支援課、障がい福祉課、保険年金課、高齢福祉介護課	市民課、生活支援課、障がい福祉課、保険年金課、介護保険課	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項	番号法第9条第2項	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。

令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p><茅ヶ崎市における措置> 電子錠等による入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。 また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加	
令和7年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 7. 備考	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 2 課税資料ファイル	追加	198.定額減税除外人数	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更該当しない。
令和7年3月3日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 3 課税台帳情報ファイル	追加	246.市民税減免額、247.県民税減免額、248.定額減税除外人数、249.市定額減税額、250.県定額減税額、251.森林環境税免税額	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更該当しない。
令和7年3月3日	III リスク対策(課税対象者情報) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加	

令和7年3月3日			<p>【技術的対策】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税対象者情報) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税対象者情報) 10. その他のリスク対策	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税資料) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。</p> <p>2 建物の各所に監視カメラを設置している。</p> <p>3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。</p> <p>4 自家発電装置を設置している。</p> <p>5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。</p> <p>6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p>	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。</p> <p>2 建物の各所に監視カメラを設置している。</p> <p>3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。</p> <p>4 自家発電装置を設置している。</p> <p>5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。</p> <p>6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【物理的対策】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加

令和7年3月3日			【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税資料) 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税資料) 10. その他のリスク対策	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税台帳情報) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外に入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第7号、第19条15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	定期的な見直しによる変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和7年3月3日	Ⅲ リスク対策(課税台帳情報) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。	1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施錠管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加

令和7年3月3日			<p>【技術的対策】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>		
令和7年3月3日	<p>Ⅲ リスク対策(課税台帳情報) 7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年3月3日	<p>Ⅲ リスク対策(課税台帳情報) 10. その他のリスク対策</p>	追加	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う追加
令和7年8月1日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p><茅ヶ崎市における措置></p> <p>電子錠等による入室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>-ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>-日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p><茅ヶ崎市における措置></p> <p>電子錠等による入室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>また、サーバへのアクセスは設定した認証条件による認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>-ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>-日本国内でのデータを保管している。②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>-ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>-日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には該当しない。

<p>令和7年8月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(課税台帳情報ファイル) 7. 備考</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	<p>事前</p>	<p>リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には該当しない。</p>
<p>令和7年8月1日</p>	<p>III リスク対策(課税台帳情報) 6. 情報提供ネットワークとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン/ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン/ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事後</p>	<p>リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には該当しない。</p>

<p>令和7年8月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策(課税台帳情報) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施設管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド</p>	<p>1 設定した認証条件によりサーバ室への入室を許可している。 2 建物の各所に監視カメラを設置している。 3 電子計算機に無停電電源装置を付設している。 4 自家発電装置を設置している。 5 バックアップ媒体は、施設管理されている場所で保管している。 6 不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 【物理的対策】 ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。</p> <p>【技術的対策】 ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう</p>	<p>事前</p>	<p>リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には該当しない。</p>
<p>令和7年8月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策(課税台帳情報) 10. その他のリスク対策</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ②ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を</p>	<p>事前</p>	<p>リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には該当しない。</p>

<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>地方税法に基づき、賦課期日の1月1日において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して個人住民税の賦課(課税)を行うものである。 対象者への税額の通知については、住民・国税庁からの申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い、納税通知書等を送付する。</p> <p>茅ヶ崎市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 住民基本台帳システムより賦課期日(1月1日)時点居住者情報の取得 2 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告情報の收受 3 各種申告情報の個人住民税システムへの取り込み 4 庁内連携システムを通じた賦課に必要な情報(生活保護等)の取得 5 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報等の取得 6 取り込んだ情報による賦課情報の作成 7 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知 8 情報提供ネットワークシステムを通じた賦課情報の提供 9 庁内連携システムを通じた賦課情報の移転 10 他市区町村居住者資料の回送 11 地方税法第294条第3項に基づく他市区町村に対する住民登録外賦課通知</p>	<p>地方税法に基づき、賦課期日の1月1日において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して個人住民税の賦課(課税)を行うものである。 対象者への税額の通知については、住民・国税庁からの申告書情報、給与若しくは年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い、納税通知書等を送付する。</p> <p>茅ヶ崎市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 住民基本台帳システムより賦課期日(1月1日)時点居住者情報の取得 2 市民、企業・事業所等、年金保険者、国税庁、他市区町村からの申告情報の收受 3 各種申告情報の個人住民税システムへの取り込み 4 庁内連携システムを通じた賦課に必要な情報(生活保護等)の取得 5 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村居住被扶養者情報等の取得 6 取り込んだ情報による賦課情報の作成 7 賦課決定後、納税義務者、特別徴収義務者に対する税額通知 8 情報提供ネットワークシステムを通じた賦課情報の提供 9 庁内連携システムを通じた賦課情報の移転 10 他市区町村居住者資料の回送 11 地方税法第294条第3項に基づく他市区町村に対する住民登録外賦課通知 12 電子申請機能による個人住民税申告情報</p>	<p>事前</p>	<p>地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加</p>
<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続</p>	<p>追加</p>	<p>①申請管理システム ②1 業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 2 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3 個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能 ③【○】税務システム 【○】その他(マイナポータル申請管理、確定申告システム)</p>	<p>事前</p>	<p>地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加</p>
<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続</p>	<p>追加</p>	<p>①個人住民税申告ポータル ②個人住民税について、オンラインで申告ができる機能 ③【○】その他(マイナポータル申請管理)</p>	<p>事前</p>	<p>地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加</p>
<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続</p>	<p>追加</p>	<p>①マイナポータル申請管理 ②【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③【○】その他(申請管理システム等)</p>	<p>事前</p>	<p>地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加</p>

	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(課税資料ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>②入手方法</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>②追加</p> <p>⑤1 給与支払報告書の登録</p> <p>事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。</p> <p>2 公的年金支払報告書の登録</p> <p>年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。</p> <p>3 確定申告書の登録</p> <p>税務署、市町村窓口、e-tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。</p> <p>4 二重扶養者の確認</p> <p>申告書に記載された扶養者情報について、当該市および他市において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。</p>	<p>②【○】その他(マイナポータル申請管理)</p> <p>⑤1 給与支払報告書の登録</p> <p>事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。</p> <p>2 公的年金支払報告書の登録</p> <p>年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。</p> <p>3 確定申告書・個人住民税の申告書の登録</p> <p>税務署、市町村窓口、e-tax等で申告された確定申告書や、市町村窓口、電子申告分によるeLTAX及びマイナポータル申請管理システムを通じて申告された住民税の申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。</p> <p>4 二重扶養者の確認</p> <p>申告書に記載された扶養者情報について、当該市および他市において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。</p>	<p>事前</p>	<p>地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加</p>
	<p>III リスク対策(課税資料)</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)</p> <p>におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置</p> <p>窓口業務において、申請人からの各種申請や申告を受け付ける際に、個人番号取扱業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する必要があるため、申告書等を明確に分けるなどの対策を行い、個人番号取扱業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。</p> <p>住民税電子申告分において、申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。またシステムを利用できる職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。</p> <p>2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクへの措置</p> <p>入手した情報については、本人確認書類(個人番号カード等)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底に努める。</p> <p>また、個人住民税システム(宛名管理機能)と照合することにより個人番号の確認を行う。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置</p> <p>個人住民税システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。</p> <p>また、紙媒体による書面は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管する。</p>	<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置</p> <p>窓口業務において、申請人からの各種申請や申告を受け付ける際に、個人番号取扱業務とそれ以外の業務に関する書面を同時に受付する必要があるため、申告書等を明確に分けるなどの対策を行い、個人番号取扱業務で入手した情報を他業務へ転用しないよう防止に努める。</p> <p>住民税電子申告分において、申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手できない。またシステムを利用できる職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。</p> <p>2 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクへの措置</p> <p>入手した情報については、本人確認書類(個人番号カード等)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底に努める。</p> <p>また、個人住民税システム(宛名管理機能)と照合することにより個人番号の確認を行う。</p> <p>住民税電子申告分において、住民が個人住民税申請ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済みの個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置</p> <p>個人住民税システムは、入手元のシステムと専用回線で接続しており、情報漏えい措置を講じている。</p> <p>また、紙媒体による書面は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、処理後は鍵付の文書キャビネット及び書庫に保管する。</p> <p>住民税電子申告分において、マイナポータル申請管理と地方公共団体との間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等がおこらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	<p>事前</p>	<p>地方公共団体の電子申請機能対応に伴う追加</p>